

令和7年10月22日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

医療機関における面会について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より周知方依頼がございました。

本件は、本年10月17日に「5学会による新型コロナウイルス感染症診療の指針2025」が公表され、面会の考え方が新たに示されたことにつき情報提供するものです。

同指針の135-136ページの面会の考え方において、面会者が感染症を示唆する症状を呈しておらず、かつ10日以内にCOVID-19罹患歴がない場合は、マスク着用・手指衛生をお願いしたうえで、一般的に面会は可能と考えられること、また、医療機関等は、患者等及び家族等からの面会相談の場合には、面会の可否、注意点、制限の状況等の丁寧な説明をすること、並びに、対面面会が適当でないと判断される場合には、その理由を十分に説明し、オンライン面会等の代替策を提示することが望ましいこと等が記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、関係医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●厚生労働省URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html#h2_free4



大阪府医師会・地域医療課
(06-6763-7012)